

「東北町立上北中学校の重大事態に関する 調査報告書」の概要

この資料は、関係者の個人情報の保護に配慮しながら「東北町立上北中学校の重大事態に関する調査報告書」をもとに、次の項目を中心にまとめたものである。

- 1 はじめに
- 2 事案・内容
- 3 経過
- 4 調査の概要
- 5 東北町教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について
- 6 おわりに

平成28年12月26日

東北町いじめ防止対策審議会

1 はじめに

この度の調査の結果報告にあたり、亡くなられた生徒の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族に対し心からお悔やみを申し上げます。

国は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を平成25年9月28日に施行し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための基本的な方針を平成25年10月に策定しました。青森県においても、青森県いじめ防止基本方針を平成26年6月に策定しました。

これを受け、東北町でも、児童生徒の尊厳を保持するため、町・学校・家庭・地域住民その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「東北町いじめ防止基本方針」を平成28年4月に策定するとともに、東北町いじめ防止対策審議会条例を4月1日から施行しています。町内各学校は、全力でいじめ対策の充実に取り組んでいる中、本年8月19日に自死の事案が発生しました。本件について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態に該当するものとして、事実関係の調査を行うことにしたものです。

調査は、東北町教育委員会が設置した「東北町いじめ防止対策審議会及び調査部会」において、平成28年9月2日以来、4カ月にわたり各委員の専門的見地から、法に定めるいじめの定義、調査の意義、調査にあたっての方針、調査内容など、審議の前提となる検討事項を明確にしながら議論を進めてまいりました。

本審議会及び調査部会では、特に以下のようないじめ防止の4つに重点をおいて審議を進めました。

- (1) 法の目的である「児童生徒の尊厳の保持」を重視し、亡くなられた生徒の気持ちに寄り添った審議を心がける。また、亡くなられた生徒の立場を代弁する存在である御遺族への内容確認を丁寧に行う。
- (2) 法の目的である「いじめの防止」のために何をなすべきかを常に念頭において審議を行うこととし、当事者の生活や学校教育活動に支障が及ばないように留意する。
- (3) 調査に関わった方々の精神的な負担に配慮するため、情報の公開には、十分に注意する。
- (4) 御遺族や在校生の心情に配慮し、また、東北町教育委員会教育長からの「慎重かつ迅速」に調査を実施していただきたいとの要望から、できるだけ早期に調査結果をまとめよう努力する。

本審議会及び調査部会では、各委員の専門的な知識や経験をもとに客觀性、中立性、公平性を確保しながら審議を重ねて、調査報告書にまとめることができました。調査に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

2 事案・内容

平成28年8月19日（金）の午前5時30分頃、上北中学校1学年男子生徒が、自宅の小屋で、意識のない状態でいるのを父親が発見した。直ちに救急要請し病院に搬送されたが、死亡が確認された。

3 経過

- ・平成28年8月19日（金）

東北町立上北中学校校長より東北町教育委員会教育長へ重大事態発生の報告

- ・平成28年9月2日（金）

東北町いじめ防止対策審議会の組織会及び第1回審議会

- ・平成28年9月12日（月）

第2回東北町いじめ防止対策審議会及び第1回調査部会

- ・平成28年9月26日（月）

第3回東北町いじめ防止対策審議会及び第2回調査部会

- ・平成28年10月17日（月）

第4回東北町いじめ防止対策審議会及び第3回調査部会

- ・平成28年10月24日（月）

第5回東北町いじめ防止対策審議会及び第4回調査部会

- ・平成28年10月31日（月）

第6回東北町いじめ防止対策審議会及び第5回調査部会

東北町いじめ防止対策審議会より東北町教育委員会教育長へ中間報告

- ・平成28年11月14日（月）

第7回東北町いじめ防止対策審議会及び第6回調査部会

- ・平成28年11月28日（月）

第8回東北町いじめ防止対策審議会及び第7回調査部会

- ・平成28年12月5日（月）

第9回東北町いじめ防止対策審議会及び第8回調査部会

- ・平成28年12月12日（月）

第10回東北町いじめ防止対策審議会及び第9回調査部会

- ・平成28年12月19日（月）

第11回東北町いじめ防止対策審議会及び第10回調査部会

- ・平成28年12月26日（月）

第12回東北町いじめ防止対策審議会及び第11回調査部会

東北町いじめ防止対策審議会より東北町教育委員会教育長へ調査結果を報告

4 調査の概要

本審議会は、第三者という立場から、中立性、公平性を確保しつつ、専門的見地から以下のとおりの調査を実施した。

・調査期間 平成28年9月12日（月）～平成28年12月26日（月）

・調査方法

（1）学校、関係機関及び関係者から提供された資料

No.	資料名	提供元
1	東北町いじめ防止基本方針	町・町教育委員会
2	上北中学校いじめ防止基本方針	学校
3	平成28年度上北中学校要覧	学校
4	当該生徒指導カード	学校
5	重大事態発生に関する調査報告Ⅰ－1	学校
6	重大事態発生に関する調査報告Ⅱ－1	学校
7	当該生徒自筆のメモ1	当該生徒保護者
8	当該生徒自筆のメモ2	当該生徒保護者
9	パソコンに残っていたデータ	当該生徒保護者
10	当該生徒保護者への本事案に関する確認資料（概要版）	町教育委員会
11	当該生徒保護者自筆の記録メモ	当該生徒保護者
12	重大事態発生に関する調査報告Ⅰ－2	学校
13	重大事態発生に関する調査報告Ⅱ－2	学校
14	小学校からの申し送り事項に関する資料	学校
15	当該生徒スクールバス利用状況	学校
16	自分の気持ちを知るチェックリスト結果	学校
17	いじめ、からかいの事実確認	審議会
18	小学校当時の関係教職員聞き取り調査1のまとめと記録	審議会
19	上北中学校関係教職員聞き取り調査1のまとめと記録	審議会
20	学校・当該生徒保護者・生徒からの情報の対比1	審議会事務局
21	当該生徒クラスの座席表	学校
22	当該生徒保護者との面談の要旨	審議会
23	小学校当時の関係教職員聞き取り調査2の記録	審議会
24	上北中学校関係教職員聞き取り調査2・3の記録	審議会
25	学校・当該生徒保護者・生徒からの情報の対比2	審議会事務局
26	小学校の卒業文集	学校

No.	資料名	提供元
27	上北中学校生徒と保護者への聞き取り調査内容	審議会
28	上北中学校保護者への文書による聞き取り調査結果	生徒保護者
29	上北中学校への文書による聞き取り調査結果 1	学校
30	当該生徒宅の見取り図	当該生徒保護者
31	当該生徒自宅周辺図	審議会
32	上北中学校への文書による聞き取り調査結果 2	学校

(2) 聞き取り調査

- ① 審議会委員の面談及び聞き取り調査の実施
- ② 審議会の指示を受け、事務局が実施した文書による聞き取り調査

No.	期日（平成28年）	調査名
1	9月17日（土）	当該生徒保護者面談1
2	9月22日（木）	当該生徒保護者面談2
3	10月1日（土）	当該生徒保護者面談3
4	10月3日（月）	小学校当時の関係教職員聞き取り調査1
5	10月6日（木）	上北中学校関係教職員聞き取り調査1
6	10月15日（土）	当該生徒保護者面談4
7	10月24日（月）	当該生徒保護者面談5
8	10月26日（水）	小学校当時の関係教職員聞き取り調査2
9	10月27日（木）	上北中学校関係教職員聞き取り調査2
10	11月4日（金）	上北中学校関係教職員聞き取り調査3
11	11月7日（月）	当該生徒保護者面談6
12	11月16日（水）	上北中学校保護者への文書による聞き取り調査
13	11月17日（木）	上北中学校生徒と保護者への聞き取り調査
14	11月29日（火）	上北中学校への文書による聞き取り調査1
15	12月6日（火）	上北中学校への文書による聞き取り調査2

5 東北町教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について

(1) 諮問事項1 「いじめの有無に関する事実関係について」

① メモを手がかりとして

当該生徒は2つのメモを残しており、そのメモには自殺しようと考えるに至った3つの理由が記載されていた。その3つの理由とは、要約すると「いじめ」「生きていくことに疲れた」「生きていける気がしない」ということであった。「いじめ」に関しては、当該生徒をいじめたとするある生徒の名前及び集団について記載されていた。

そのため、本審議会では、いじめ防止対策推進法第2条及び東北町いじめ防止基本方針に示されているいじめの定義を基準として、当該生徒に対するいじめの有無に関する事実関係（出来事）を調査し、検討した。

② 中学校入学後の出来事

ア 本審議会では、以下の出来事①ないし⑥について検討した。

出来事①：一部の女子生徒たちから「汚い」と言われることがあった

出来事②：所属していた部内で、寝癖がついていたときに、一部の男子生徒たちから「ワックス」というあだ名で呼ばれることがあった

出来事③：一部の女子生徒たちから「かわいい」と言われることがあった

出来事④：授業中に、ある生徒から椅子を蹴られすることがあった

出来事⑤：ある生徒から「中2病」などとからかわれることがあった

出来事⑥：ある生徒から「歯扱い」されたり、机を叩かれたりすることがあった

イ 出来事①、②、③、⑥について

これらの出来事については、事実関係として存在することを確認した。

出来事②と出来事③を比較すると、当該生徒が「男子生徒からのからかい」を嫌がることなく、むしろ喜んでいたのに対して、「女子生徒からの声掛け」については嫌悪感を強く抱いていることが窺えた。

これらの背景には、当該生徒の「思春期の心性」が存在すると考えられ、特に女子生徒たちからの「かわいい」との言葉は当該生徒にとって屈辱的で、決して受け入れることのできないものとされていたと推察される。そして、当該生徒の残したメモに記載されている女子生徒たちへの極めて激しい表現は、「思春期の心性」を背景に生み出されたものと推察される。

本審議会ではこれらの出来事のうち、当該生徒の受け止め方も考慮し、出来事①、③、⑥について、いじめであったと判断した。

ウ 出来事④について

この出来事については、事実関係として存在することを確認した。

ある生徒は学級担任から当該生徒の支援を依頼されており、当該生徒が授業に集中していない時などに、真後ろに座っていたある生徒が当該生徒に合図を送る目的で行っていた行為であった。

本審議会では、この出来事につき、通常の「足で椅子を蹴る」というのとは明らかに異なる行為であると考え、事実関係として存在することを確認したものの、「いじめ」と判断するには至らなかった。

エ 出来事⑤について

ある生徒から「中2病」「女の子と話してばかりいて」「日本語がおかしい」などとからかわれることがあった。

しかしながら、学校が実施した全校生徒対象のアンケート調査では、そのような事実関係が存在することを確認することはできなかった。本審議会で実施したある生徒からの聞き取り調査でも、そのような事実が存在したことを確認することはできなかった。

(2) 諮問事項2 「死に至った過程や背景について」

① 6月1日の教育相談などから

当該生徒は、6月1日の教育相談の際、学級担任に対して「そういえば、小学校の頃から何かに付けて、(ある生徒が)僕のことを突っついたり、椅子を蹴ったりしてくる。」と発言していた。また、当該生徒は、メモの中に、ある生徒のせいで小学校4年生から自殺を考えていたこと、小学校6年生では自殺しようとしたこと、などを記載していた。

そこで、本審議会では、「当該生徒のメモへの記載内容」(当該生徒の受け止め方)と「小学校在学中の出来事」(当該生徒が経験したこと)との関係などを調査し、検討した。

② 当該生徒の特性

当該生徒の特長や特性について、小学校では「物の整理が苦手」「時間はかかるが、時間をかけければできる」の2点を主なものとして挙げ、御家族と共有して対応していた。その他に「心の純粹さ」「繊細な感性」「優しい」「自分の世界をもつ」「こだわり」なども見受けられた。そのため、当該生徒は小学校4年生頃から、「生きにくさ」といったものを感じるようになっていたものと推察される。

③ 小学校在学中の出来事

ア：小学校3年生頃から、並んでいると後ろからある生徒に押されるようになった
(高学年になっても続いていた)

イ：小学校5年生では、ある生徒に後方から靴の踵を踏まれた

イについて、当該生徒は、いじめられていると自分で感じたため、いじめアンケートに「いじめられている」と記載した。学級担任は、当該生徒からの申告に基づき、いじめがあると把握し、対応した。

他方、アでは、当該生徒とある生徒との当時の関係が示されている内容であることから、以下に詳しく記載する。

小学校3年生の運動会の頃より、当該生徒が行進の仕方に戸惑うようなとき、後方にいたある生徒が歩き始めの合図や左右どちらの方向に歩くのかを、当該生徒を後方から突つたりなどして合図や指示を出すようになった。当該生徒に対するある生徒のこのような行動は、小学校高学年になってからも継続していたが、当該生徒は、アについては、「いじめられている」といじめアンケートに記載することはなかった。そのため、小学校の学級担任たち（小学校2年生から小学校6年生までの受け持ち、計3名）は、当該生徒が、学級内において、ある生徒をはじめ特定の生徒たちからのいじめの対象となっているのかどうかを把握することができなかった。

当該生徒は、ある生徒にアのような行為をされることについて、いじめアンケートには記載しなかったものの、不快な思いを抱いていたものと推察される。

④ 上北中学校入学による大きな環境の変化への戸惑い

小学校では、少人数で家庭的な学校環境であったことから、上北中学校へ入学後、当該生徒と同じ小学校の卒業生全員が、生徒数の多さなど、学校環境の大きな変化に戸惑っていた。

当該生徒は、小学校時代、周囲に自分のことを理解してもらい、手厚い援助を受け見守られながら学校生活を送ってきた。そのため、受け身的で、自分から動くことが苦手な当該生徒にとって、小学校から中学校への大きな環境の変化に適応することは、かなりの困難さと苦痛を感じるものであったと推察される。

⑤ 当該生徒の特性と思春期の心性を背景とした対人関係の偏り

上北中学校へ入学後、当該生徒の思春期の心性を背景として、一部の女子生徒からの「かわいい」との声掛けが、当該生徒には嫌悪感から激しい憎しみを生じさせることになった。

5月30日の席替えで、学校が当該生徒を支援する目的で、ある生徒を真後ろの席にしたことについて、当該生徒は嫌悪感を覚えた。当該生徒には、小学校時代にある生徒から受けた支援により経験してきた不快な思いが、当該生徒の特性と思春期の心性を背景として徐々に思い起こされたものと推察される。そして、当該生徒は「心の中」で、実は「（自分が）ある生徒にいじめられていた」と認知するようになり、それとともにある生徒に対する激しい憎しみが生じることになった。

これらのことにより、当該生徒は「心の中」で一部の女子生徒たちやある生徒に対する激しい憎しみを抱くようになり、特にある生徒との関係については「（自分が）ある生徒

にいじめられている」との認識を強くしていったものと推察される。

もっとも、8月初旬の中学校での学習会では、当該生徒がある生徒に英語の課題を教えるといった場面があり、周囲は、当該生徒が「心の中」で「ある生徒にいじめられている」という認識を強くしていったことに、気づくことができなかつた。

⑥ 7月17日付の「決意」の文書

当該生徒は、「自分がなぜこの世界に生まれてきたのだろうか?」「自分は何のために生きているのだろうか?」と真剣に考えるようになった。「この世とは何だ?」などと思いつめ、あれこれしたい思いを抱きながらも、「この世から逃げたい」すなわち当該生徒はこの時点で「この世との決別」を決意したものと推察される。

本審議会では、当該生徒がこの決意文書を書く前に、死を決意させるような大きな出来事があったのではないかと考え、慎重に調査した。

当該生徒の残したメモには、ある生徒に当該生徒が最悪の言葉と表現する「クズ」と言わされたとの記載があり、この「クズ」という言葉が、当該生徒にとって、特別の意味を持っていたものと推察された。

そこで、本審議会では、ある生徒が当該生徒に対し「クズ」という言葉を発したかどうかについて、調査を行った。中学校が実施した同級生からの聞き取りによると、携帯電話アプリであるLINEの中で、「クズ」という言葉が使われたことはあったものの、当該生徒もある生徒も、このグループのメンバーではなかった。また、ある生徒に対し、本審議会が、当該生徒にこの「クズ」という言葉を発したかどうかの聞き取り調査を行ったが、ある生徒が当該生徒に「クズ」という言葉を発したという事実が存在することを確認することはできなかつた。

⑦ 2学期を迎える直前に自殺に至る

当該生徒は、8月6日の中学校における学習会以降、学校関係者や他の生徒たちと顔を合わせることがなかつた。家族とは例年のようにお盆を過ごしていた。しかし、当該生徒は残っていた夏休みの課題を周囲の援助なしではこなすことができず、2学期を目前にして、どのように学校生活を送るべきか、どのように生きていったらしいのかなどと悩み抜き、「この世から逃げたい」との思いが強くなり自殺へと向かったものと推察される。

⑧ まとめ

以上の検討を踏まえ、本審議会は、当該生徒の自殺には、当該生徒が「いじめ」と認知した出来事だけではなく、「本人の特性」「小学校から中学校への大きな環境の変化」「中学校における支援体制」「思春期の心性」「2学期を迎える直前の不安や緊張」などの様々な背景が、複合的に関与していたものと判断した。

(3) 詰問事項3「再発防止策について」

① 子どもの自殺の予防に向けて

〈当該生徒の自殺を受けて具体的な自殺予防対策を考える〉

遅くとも平成28年5月以降、当該生徒から、自殺のサインが部活動の仲間や同級生へ発信されていた。また、家庭でも、同年6月以降、保護者に何度か発信されていた。保護者は、死をめぐる発言を何らかのサインと受け止め、学校に伝えてはいるものの、学校と保護者との間で、当該生徒の心理状態について認識を深めることや、事態が深刻であるとの認識を持つことができなかった。

その後、学校と保護者は、死をめぐる発言が聞かれなくなったことで危険性が遠のいたと判断したようである。一般的には、自分の話をどれほど真剣に相手が受け止めてくれるか確認する“試し行動”が見られることも考慮すると、死をめぐる発言がどのような内容や方法であったとしても、当該生徒が発信したサインを、適切に受け止めが必要であったと考えられる。

のことから、自殺予防対策として、

ア 学校という組織が、生徒の自殺予防に対する認識を深め、組織体制を十分整備すること。組織体制の整備によって教職員間の情報共有が適切に行われること。

イ 教職員は、生徒からの自殺のサインを適切に受け止め、対応する力を身につけること。

ウ 学校や関係機関は、保護者が子どもの自殺のサインを受け取ったときに相談することができる体制を整備すること。

エ 学校や関係機関は、周囲の生徒が自殺のサイン（あるいは何らかの緊急性）を認識した際、教職員などの周囲に繋げる方法を学ぶ機会を設けること。

オ 生徒が周囲の生徒に自殺のサインを発信した際、周囲の生徒は自殺のサインと認識できることになること。

などが考えられる。

これらの自殺予防対策について、学校における自殺予防教育・対策に対する研究や実践の知見から、本事案のようなことが二度と繰り返されないためには、下記の4項目を実践することが必要である。

第1に、学校の体制整備については、いじめ防止対策委員会の機能を拡張させ、いじめ防止対策のみならず、自殺予防対策の役割・機能をも同時に持たせ、いつもの様子と違う生徒に関する情報共有と検討を行い、対応する体制（外部の関係機関・連携機関を含む）を整備

することが必要である。

第2に、教職員は、生徒の自殺のサインを受け止め、声掛けや傾聴を行い、学校全体で情報共有し見守るとともに、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係者と連携する方法を理解し、資質向上に努める必要がある。そのためには、ゲートキーパー養成研修や「教師が知りたい子どもの自殺予防」の研修等を実施することが重要である。加えて、傾聴等の相談技法を学んでおくことも必要であろう。

第3に、保護者等が子どもの日頃の様子に気を配り、いつもと違う様子が見られるとき、声掛けを行い傾聴することを学ぶことに加え、自殺のサインを受け止め、学校と連携を密にし、必要な場合は専門機関に繋ぐなどの対応方法を理解するために、定期的にゲートキーパー養成研修等を実施することが必要である。

第4に、児童生徒に対する心の健康教育等の機会をとらえ、学校や関係機関は自殺予防教育を行い、生徒がSOSを発信できるようにし教職員等のサポートが得られることを学ぶ機会を与えることが必要である。また、自殺を考えている生徒が発信する自殺のサインをキャッチした場合に教職員等周囲の大人に繋げる方法を学ぶ機会も与える必要がある。

なお、これらの4項目の提言は必要十分な対策ではなく、最低限実施するべき対策としての提言である。これらの対策を講じ、生徒が安心・安全な学校環境と家庭環境、地域環境のもと自己の能力を最大限發揮し成長することを期待したい。

② 包括的ないじめ防止体制の構築に向けて

ア いじめの定義の解釈とその問題点

いじめの定義について、学校現場への浸透が不十分である。

平成28年度、国のいじめ防止対策協議会「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」においても、いじめの定義の広範さにより、個々の学校・教職員において定義の解釈に差が生じていることは今後の課題として挙げられており、いじめの定義の解釈の明確化が求められる。

イ いじめの早期発見にあたって

アとも関連するが、学校は、当該生徒に対するいじめについて、その実態を十分に把握することができていなかった。

教職員の観察のみによりいじめを発見することには、一定の限界がある。そもそもいじめとは、教職員の目の届かないところで行われる属性を有するものであり、その傾向は児童生徒の年齢が上がるにつれ高くなる。今日の子どもたちの問題行動は、学校単独の生徒指導では対応しきれないものであり、教職員の観察のみに頼らない包括的ないじめの早期発見・早期支援体制の構築が求められる。東北町・東北町教育委員会は、関係者の英知を結集し、いじめの再発防止に向けて、複雑化・多様化する学校現場への支援を一層充実させることが望まれる。

ウ 学校・家庭・地域社会を巻き込んだ包括的取り組みの必要性

文部科学省のいじめ防止基本方針は、家庭・地域社会を巻き込んだ取り組みの必要性を示している。しかしながら、その取り組みが進まない現状がある。

その背景の1つには、いじめを被害者と加害者の問題、もしくは、学校の問題として捉える社会通念の存在があるように思われる。この傾向は、日本で行われているいじめ防止プログラムと呼ばれるものの多くが、児童生徒のソーシャルスキルや自尊感情、怒りのコントロールなど児童生徒の心理や社会的スキルに焦点をあてたものであり、学校・家庭・地域社会を含めた、いじめ防止体制の整備に焦点をあてるものが少ないことからも窺える。

確かに、いじめ予防へ向けた取り組みにおいて、自尊心やソーシャルスキルといった個人的要因も、重要な因子ではある。しかしながら、子どもたちが抱える生きにくさの多くは、それらが必然的に生じる社会的背景を有するものであり、その社会的背景を踏まえずして、全てを子どもの心の問題へと還元してよいのかという点を考える必要がある。

全てのいじめの原因を、子どもの心に求めすぎることなく、学校・家庭・地域社会を巻き込んだ包括的ないじめ予防体制を構築し実行することが求められる。

③ 支援を必要とする児童生徒の早期発見と保護者との合意形成の必要性

本事案においては、小学校や中学校教職員の間において、当該生徒に何らかの支援が必要であることが認識されていた。しかしながら、小学校や中学校教職員は、保護者との間で、そのような認識を共有していなかった。そのような中で、中学校から、特定の生徒らに対し、当該生徒への支援の一端が依頼されていた。また支援を依頼された生徒らの保護者らは、中学校から、自らの子どもに当該生徒への支援が依頼されていた事実を伝えられていなかった。

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含めた関係者が、教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援に繋げていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

以上から、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて、保護者や関係機関が共有し活用する仕組みを早期に導入する必要性を提言する。同時に、学習面や友人関係などといった学校適応に心配のある児童生徒について、質問紙などの定期的な確認手段を導入することも求められる。

また、児童・思春期の心の健康問題を検討する上で、児童生徒は学校場面と家庭場面において違った様相を呈することがあるため、多様な観点からの情報収集が求められる。そ

のため、定期的な情報収集は、本人からの自己申告に加え、保護者と教職員からの報告を取り入れるなど複数の回答者が存在する形態が望ましい。

6 おわりに

「子どもを地域で育てる」という言葉が使われ始めて久しい。子どもが悪いことをしていたら、自分の家の子どもでなくとも、ダメなものはダメと指導し、他の家の子どもとの間で何かトラブルが生じれば、親が自分の子どもを連れて相手の子どもの家に足を運んで謝罪したり等。少し人間関係が煩わしく思えるかもしれないが、亡くなられた生徒の生まれ育った地域は、まさにこのような教育力の高い地域、コミュニティであると伺った。もともとこの地域には、子どもたちを育てていくといった教育力のある学校風土や地域性が備わっていたのである。

しかしながら、今回、この地域で重大事態が発生し、生徒の尊いいのちを守れなかつたという現実と向き合わなければならなくなつた。生徒が残したメモには、自殺の原因の1つに「いじめ」と記載されていた。「いじめは関係性の病理である」とも言われており、そのため、本審議会及び調査部会では、亡くなられた生徒に関与した生徒たちとの関係性について慎重に調査を行つた。

調査の結果、その原因是1つではなく、複合的であるとの考えに至つた。何らかの支援を要する子どもたちをいかに学校・家庭・地域社会で育てていけるのか、そして、このような子どもたちのいのちをどのようにしたら守れるのであろうか。「共生社会」を目指そうとしている我が国においては、今後の大きな課題として残されている。

これまで亡くなられた生徒の養育に関わってきた学校・家庭・地域社会が今回の調査で明らかになった事実と向き合い、それぞれが「喪の作業」を継続しつつ、歩みを止めないで前に進んでいくことを願っています。

最後になりますが、今後も亡くなられた生徒の御遺族の心情に最大限の配慮をしつつ、御遺族を見守っていただきたく、皆様の御協力をお願い申し上げます。

資料

東北町いじめ防止対策審議会委員

1 委員

No.	役職名	氏名	備考
1	小学校退職校長	荒谷 国人	審議会長
2	中学校退職校長	野田 熱	
3	スクールカウンセラー	中村 祐子	
4	人権擁護委員	姥澤 孝義	
5	学識経験者	築田 兼男	審議会長 職務代理者
6	学識経験者	乙供 房子	

※ 中村祐子委員については、東北町いじめ防止対策審議会運営規則第3条第2項の規定に基づき、全審議会を欠席。

2 臨時委員

No.	役職名	氏名	備考
1	青森大学 社会学部 社会学科 教授	藤林 正雄	
2	弘前大学大学院医学研究科 附属 子どものこころの発達研究センター 特任准教授 医学博士	栗林 理人	調査部会長
3	弘前大学大学院医学研究科 附属 子どものこころの発達研究センター 特任助教 博士(人間科学) 臨床心理士	足立国基	
4	青森県弁護士会 (弁護士)	村田 典子	第5回審議会及び 第4回調査部会 (10/24)より参加